

## 各務原市議会における請願書及び陳情書のオンライン提出に関する要綱

(令和6年7月31日議長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、各務原市議会におけるオンライン手続きに関する要綱（令和6年7月31日議長決裁）第5条第2項ただし書の規定に基づき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第124条の規定による請願書の提出及び各務原市議会会議規則（昭和46年議会規則第1号。以下「規則」という。）の規定による陳情書の提出をオンラインによる方法（同要綱第1条に規定するオンラインによる方法をいう。）で行うことに関し、必要な事項を定めるものとする。

(オンライン提出の方法)

第2条 請願書及び陳情書（以下「請願書等」という。）の提出に係るオンラインによる方法は、本市の電子申請システムを使用するものとし、定められた全ての入力項目を入力するものとする。

2 オンラインによる方法で請願書等を提出しようとする場合は、請願書又は陳情書を提出する者（以下「請願者等」という。）の本人確認書類の写しを添付するものとする。この場合において、請願者等が複数名であるときは、全ての請願者等の本人確認書類の写しを添付するものとする。

3 オンラインによる方法で請願書を提出しようとする場合は、紹介議員の氏名及び紹介議員から了承を得た日を示すものとする。

(署名簿の提出)

第3条 請願書等に係る署名簿の提出は、規則第158条の2第6項の規定により、その原本により行うものとする。

(請願者等からの連絡)

第4条 請願者等は、請願書等をオンラインによる方法により提出したときは、確認のため速やかに議会事務局に電話連絡するものとする。

(紹介議員への確認)

第5条 議会事務局が請願書をオンラインで受信した後、紹介議員本人に了承した事実を確認することができなかった場合は、請願者に連絡のうえ、当該請願書の提出を陳情書の提出とみなす。

(請願書等の受理日)

第6条 オンラインによる方法で提出した請願書等の受理日は、請願者等が本市の電

子申請システムでデータを送信し、議会事務局が受信した日とする。

2 前条の規定により、請願書の提出が陳情書の提出とみなされた場合の受理日は、当初に議会事務局が受信した日とする。

(請願書等の提出期限)

第7条 定例会の招集前に開催する議会運営委員会の前日(当該前日が各務原市の休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その日前においてその最も近い休日でない日)の正午(以下「提出期限」という。)までに受理した請願書等は、当該定例会で取り扱うものとし、提出期限後に受理した請願書等については、次回の定例会で取り扱うものとする。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、請願書等をオンラインによる方法で提出することに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年8月1日から施行する。